

令和５年度 第５回 川口市介護保険運営協議会議事録

1 開催日時

令和６年２月１６日（金） 午前１０時から午前１１時１０分

2 開催場所

市役所 第一本庁舎８階 第３委員会室

3 出席者（委員総数１５名、 委員総数１４名）

【出席委員】 吉田 英司会長、渡辺 隆志副会長、北沢 小枝子委員、
長谷 達也委員、金子 裕子委員、小川 由美委員、山本 明美委員、
梅田 成道委員、高木 輝久委員、吉田 夢花委員、
内田 まさ子委員、木藤 由理子委員、長谷部 正子委員、
町田 君子委員

【事務局並びに関係職員】

福祉部長、長寿支援課長、介護保険課長、福祉総務課長

【事務局補助】

介護保険課職員、長寿支援課職員、株式会社ぎょうせい

4 議事及び次第

- ・開 会
- ・会長挨拶
- ・議 題

報告事項

- （１）保険者機能強化推進交付金等に係る評価結果について
- （２）令和６年度介護報酬改定の主な事項（地域区分）について
- （３）パブリック・コメントの結果について
- （４）部会の実施状況について

審議事項

- （１）第９期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（答申案）について
- その他

- ・閉 会

5 議事録署名人 高木 輝久委員・内田 まさ子委員

6 傍聴人の数 ２人

7 会議の概要

会長挨拶の後、事務局により、本日の委員出席者数について報告が行われ、条例に基づき会長が議長となり議事が進行された。

会長の指名により、今回の議事録署名人は、高木 輝久委員、内田 まさ子委員となった。

本日の議題のうち、審議事項は非公開となった。
事務局による各議事の説明の後、次の質疑応答がなされた。

【質疑応答の概要】

「報告事項」

(1) 保険者機能強化推進交付金等に係る評価結果について

資料1に基づき、事務局から説明が行われた。

委 員 国からの保険者機能強化推進交付金等についての使途はどうなっているのか。

事務局 令和5年度予算においては、地域支援事業に係る第1号介護保険料相当分として充当している。

議 長 報告事項(1)については以上でよろしいか。

各委員 異議なし。

「報告事項」

(2) 令和6年度介護報酬改定の主な事項(地域区分)について

資料2に基づき、事務局から説明が行われた。

委 員 56ページの福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直しに関する報酬改定について、介護事業者にもあまり情報が来ていないが、市で把握されている内容はあるのか。今までレンタルしかできなかったものが販売も選択できるようになるのだが、これまでであればケアマネジャーがきちんと管理しなければいけなかった利用者が制度対象外になってしまう。何かあったときの責任の所在等が問題になると思うが、どういう議論が進んでいるかをお聞かせいただきたい。

事務局 市で把握している情報も国から示されている資料のみの状況である。国からは安全な利用の推進や、サービスの質の向上、給付費の適正化といったことも条件として示されているため、これらを踏まえて今後整理・検討していく予定である。

委 員 川口市のみの独自ルールではなく、周辺自治体と協調して進めていくことになると思うが、例えば事業者が福祉用具を販売した後に利用者が遠方に引っ越した場合も、モニタリングは必要なものなのか、その際の給付費の取り扱いはどのようになるのか。

事務局 市独自で定めるものではないと考えているため、ある程度広域的な方針が

示されてから検討していくことになる。

委 員 地域区分が変わると利用者の負担が増える聞いたが、実際にどのくらい増えるのか。

事務局 利用者1人あたりの負担がどのくらい増えるかは把握していないが、事業者への影響を試算したところ、例えば100名定員の特別養護老人ホームで試算すると、6級地から5級地に上がることで年間594万円の収入増となる。

委 員 地域区分は、どのように決められているのか。例えば2級地の東京都の調布市や狛江市は人口的には川口市より少ないが、差が出る要因は何なのか。

事務局 地域区分は、基本的には公務員の地域手当に基づいて判定されている為、一概に人口が関係するものではない。

事務局 介護保険の地域区分は、公務員の給与の中の地域手当の級地と連動させることが原則となっている。公務員の地域手当は、その地域で働いている方との給料の均衡を図るという趣旨であるため、市内の事業所の給料が高いほど地域手当が上がる形となる。そのような理由で現在東京都の特別区は1級地となっている。また、介護保険の級地については、原則通り公務員の地域手当に合わせると不合理な差が生じる場合に特別ルールを設けて是正を図ることとなっている。川口市の場合は、6級地のままでは東京都と比べて著しい差が生じていることを改善するため、5級地に引き上げることとなった。

委 員 地域区分が上がることで、介護事業所で働く職員の報酬が確実に上がることになる。近年国が処遇改善として給与のベースアップを図っている加算についても底上げされることは、スキルアップやサービス向上も含めて事業者のプラスになると考えている。

委 員 介護施設で働く皆さんは非常に大変だと常々思っており、報酬を上げてもらうことは大変良いことであると思う。

議 長 報告事項（2）については以上でよろしいか。

各委員 異議なし。

「報告事項」

（3）パブリック・コメントの結果について

資料3に基づき、事務局から説明が行われた。

議 長 報告事項（３）については以上でよろしいか。

各委員 異議なし。

「報告事項」

（４）部会の実施状況について

資料４に基づき、第１部会長から報告がされた。

議 長 報告事項（４）については以上でよろしいか。

各委員 異議なし。

「審議事項」

（１）第９期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（答申案）について

資料１、資料１別添及び追加資料に基づき、事務局から説明が行われた

委 員 ２９ページの、日常生活圏域の状況について、地域によって認定率の高いところと低いところの差がでる理由はなにか。介護予防の取組の結果なのか、必要な方を掘り下げきれていない可能性もあるのか。

事務局 地域ごとに高齢化率の差があることも一因と思われる。

事務局 補足として、高齢者であっても年齢が上がるにつれて認定率は高くなる傾向がみられる。高齢者の数が同じであっても、その中で認定率が高い８５歳以上の方が多いた地区では全体の認定率が高くなる傾向にある。

事務局 ７１ページに年齢別の認定率を記載しており、年齢が上がるにつれて認定率も増加していることを示している。

委 員 地区別の年齢構成は事務局で把握しているのか。

事務局 本日は詳細な資料を用意していない。

委 員 弊社が業務を受託している地域包括支援センターが南平、南平みなみ、安行地区であるが、以前からわかりやすい違いがあるため参考にさせていただきたい。南平地区は単身世帯が多く、安行地区は２世帯、３世帯が多い。安行地区は、家族で頑張って介護されているため、認定を受けるのも遅く、南平地区は一人暮らしが多いため、早めに認定を受けてサービスを受けられる方が多い傾向がみられる。年齢構成のみではなく、どのような生活を送っているかも要因であると思う。

委 員 南平地区は単身の人が多いという話があがったが、単身でどうしても保証

人がいないような方等に対して、市ではどのように対応されているのか。

事務局 単身世帯の状況把握については、市で高齢者世帯調査を75歳以上の単身又は75歳以上夫婦のみ世帯に対し、民生委員にご協力いただき毎年行っている。調査の中で生活に不便がある方等は、各地域包括支援センターにつなげる等相談体制の構築に努めている。その中で、保証人や終末期等に関する様々な相談の解決に向けて取り組んでいるが、第9期計画では64ページの在宅医療と在宅介護の連携強化の項目に記載のとおり、終末期の生活や終活等をサポートできる体制づくりに取り組んでいきたいと考えている。

委 員 特養への入所に関しては、保証人は必要ないため、身寄りのない方の入所事例もある。年金がある方はユニットを含めた特養に入所できるし、経済的に厳しい場合も市と協力して後見人を選定するなど、様々な形で対応している。

委 員 サポート・相談がすぐできる体制づくりが重要である。

議 長 ここまでの審議で、答申案の承認についてはいかがか。

各委員 異議なし。

議 長 それでは、審議事項（1）については、答申案を承認するものと決定する。

その他

事務局 本日をもって、介護保険運営協議会の審議日程全て終了となる。
会長、副会長、第1部会長を始め、委員の皆様におかれましては、長期間に渡り慎重なるご審議をいただきお礼申し上げます。
これから、会長より市長へ答申いただき、その結果を踏まえ、3月に第9期計画を策定することとなる。
計画書の完成の折には、委員の皆様へ送付させていただく。

（ 会議終了 午前11時10分 ）